

クーリングシェルターについてのQ&A

新庄市環境課

■ クーリングシェルター（指定暑熱避難施設）とは？

市町村が、冷房設備を有する等の要件を満たす施設を申請に基づいてクーリングシェルター（指定暑熱避難施設）として指定したもので、市民等が暑さをしのぐため一時的に休息できる施設のことです。

■ クーリングシェルターの要件は？

指定に必要な施設の要件は以下の3つです。

- (1) 冷房設備を有すること
- (2) 山形県に熱中症特別警戒アラートが発表されたとき、当該施設を市民等に開放することができること
- (3) 市民等の滞在のために、必要かつ適切な空間※1 を確保すること

※1 申請される受入可能人数（5 人であれば 5 人、10 人であれば 10 人）が滞在できるスペースがあればよく、室温や広さ、専用室等を設ける等の条件はありません。

■ 指定を受ける手続きは？

別紙の様式第2号 新庄市クーリングシェルター指定同意書に必要事項を記入の上、FAX 又はメールにて返送をお願いします。別記協定書により協定の締結を行い、新庄市クーリングシェルター指定書また、クーリングシェルターであることを示すポスター等をお送りいたします。

■ 指定を受けるとどうなりますか？

新庄市や山形県のホームページで公表させていただくほか、さまざまな手段で市民へ広く広報・周知を行い、活用を呼び掛けます。

■ 熱中症特別警戒アラートが発表されたときだけ受け入れればいいですか？

アラートが発表された時はもちろんですが、発表されていないときも、可能な限り、受け入れをお願いします。

■ 具体的に何をすればいいですか？

通常の開館時間・営業時間内で、既存のスペース等で市民等の方の受け入れをお願いします。

このために専用スペースや専用室を設けていただく必要はありません。

もし、暑さ等で具合が悪そうの方がおられましたら、お声かけ等をお願いします。

■ 熱中症特別警戒アラートが発表されたら、休みの日でも開放が必要ですか？
申請時の「受入可能日時」で受け入れをお願いします。営業時間外や休館日・休日の開放をお願いするものではありません。

■ クーリングシェルターの指定の取消はどうすればいいですか？ また、来年以降も毎年申請が必要ですか？

指定を取り消したい場合や申請事項に変更が生じた際は、お手数ですが環境課へご連絡をお願いします。来年以降につきましては、お申し出がない場合自動的に指定を継続させていただきます。

■ 冷房その他に必要な経費は払ってもらえますか？

申し訳ありませんが、一切の経費は各施設において負担ください。
営業等に支障のない範囲での対応をお願いします。

上記のほか、ご質問や疑問等がございましたら、下記までご連絡ください。

新庄市 環境課地域防災係 〒996-8501 山形県新庄市沖の町 10-37 TEL 0233-29-5827 Mail kankyou@city.shinjo.yamagata.jp Fax 0233-23-6112
--